

農業委員会第6回総会議事録

1. 日 時 令和5年12月14日(木) 午前9時30分～午前11時10分

2. 場 所 鈴鹿市役所 本館12階 1203会議室

3. 出席委員(18人)

会長	鈴木 秀	会長職務代理者	森田 昭則		
1 番	前田 和幸	2 番	間崎 孝至	3 番	桐生 五郎
4 番	渥美 利男	5 番	打田 光橋	6 番	浦川 広巳
7 番	山中 進	8 番	阪田 泰久	9 番	市川 正之
10 番	渡部 正一	12 番	平子 伸	13 番	稲田 利幹
14 番	上田 みね子	15 番	豊田 栄美子	16 番	大野 久美子
17 番	小林 登志樹				

4. 欠席委員(1人)

19 番 鈴木 啓之

5. 事務局

農業委員会事務局 伊與田次長、坂総務GL、小林農地GL、吉村
農林水産課 岡農政GL、藤田

6. 議事

第1 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権)

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について(所有権)

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請について(貸借権)

第5号議案 農地法第4条許可申請の事業計画変更承認申請について

第6号議案 農用地利用集積計画について

第 7 号議案 農用地利用集積計画訂正の承認について

報告事項第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について

報告事項第 2 号 使用貸借契約の解約について

報告事項第 3 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について（相続等
届出）

報告事項第 4 号 農地法第 4 条の規定による届出について

報告事項第 5 号 農地法第 5 条の規定による届出について（所有権）

報告事項第 6 号 農地の転用事実に関する照会について（法務局）

報告事項第 7 号 非農地証明願いについて

報告事項第 8 号 時効取得による移転について

報告事項第 9 号 取下願・取消願の承認について

報告事項第 10 号 農地法第 6 条第 1 項の規定に基づく農地所有適格法
人の定期報告について

7. 会議の概要

事務局

ただ今より、鈴鹿市農業委員会第 6 回総会を開会いたします。開会にあたりまして鈴木会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長（挨拶）

事務局

鈴木会長、ありがとうございました。今後の議事進行につきましても、鈴木会長にお願いいたします。

議長（鈴木秀会長）

それでは、お手元の事項書に従いまして、議事を進めてまいります。

まず、開会にあたりまして、本日の農業委員会第 6 回総会は、委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本総会が成立しましたことを報告申し上げます。また、議事録署名者を議席番号第 10 番

渡部正一様、議席番号 12 番平子仲様にお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

それでは、議事第 1 第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請の所有権について、事務局より説明いたします。

事務局

第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請の所有権について説明いたします。

議案書 1 ページ、及び別冊の別紙 1 の「農地法第 3 条の譲受人の農業経営の状況」をご覧ください。

まず、1 の 119 番は国府地区、申請地は平野町地内、いずれの登記地目・現況地目とも田、面積は合計 3,819 m^2 です。取得後は水稻、野菜を栽培するとの申請です。

また、譲受人の農作業暦、労働力、通作距離、従事日数、保有農機具の状況は別紙のとおりです。番号ごとに記載しておりますので都度ご参照ください。

続きまして、1 の 120 番は国府地区、申請地は平野町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は 502 m^2 です。取得後は水稻、野菜を栽培するとの申請です。

続きまして、1 の 129 番は国府地区、申請地は国府町地内、いずれの登記地目・現況地目とも田、面積は合計 4,791 m^2 です。取得後は水稻、野菜を栽培するとの申請です。

続きまして、3 の 121 番は加佐登地区、申請地は高塚町地内、いずれの登記地目・現況地目とも畑、面積は 479 m^2 です。取得後は野菜を栽培するとの申請です。なお、新規営農者面接の対象者ですが、地区委員会において特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、4 の 132 番は牧田地区、申請地は甲斐町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は 66 m^2 です。取得後は野菜を栽培するとの申請です。なお、新規営農者面接の対象者ですが、地区委員会において特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、5 の 98 番は石薬師地区、申請地は上田町地内、いずれの登記地目・現況地目とも畑、面積は合計 586 m^2 です。取得後は野菜を栽培するとの申請です。

続きまして、10 の 123 番は一ノ宮地区、申請地は長太旭町二丁目地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は 403 m^2 です。取得後は野菜を栽培するとの申請です。

続きまして、12 の 122 番は玉垣地区、申請地は岸岡町地内、登記地目は山林及び畑、現況地目はいずれも田、面積は合計 858.91 m^2 です。取得後は水稻、野菜、果樹を栽培するとの申請です。

続きまして、12 の 125 番は玉垣地区、申請地は土師町地内、いずれの登記地目・現況地目とも田、面積は合計 683 m^2 です。取得後は水稻、野菜を栽培するとの申請です。なお、高齢者面接の対象者ですが、地区委員会において健康面等特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、15 の 130 番は栄地区、申請地は郡山町地内、いずれも登記地目は田・現況地目は畑、面積は合計 303 m²です。取得後は野菜を栽培するとの申請です。

続きまして、17 の 127 番は合川地区、申請地は徳居町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は 1,481 m²です。取得後は水稻、野菜を栽培するとの申請です。なお、高齢者面接の対象者ですが、地区委員会において健康面等特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、19 の 118 番は久間田地区、申請地は下大久保町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は 2,978 m²です。取得後は水稻を栽培するとの申請です。なお、新規営農者、及び高齢者面接の対象者ですが、地区委員会において健康面等特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、20 の 124 番は椿地区、申請地は山本町地内、いずれの登記地目・現況地目とも畑、面積は合計 1,672 m²です。取得後は植木を栽培するとの申請です。

続きまして、20 の 131 番は椿地区、申請地は大久保町地内、登記地目・現況地目とも田及び畑、面積は合計 8,028 m²です。取得後は果樹、養蜂用のれんげを栽培するとの申請です。

以上、申請件数は 14 件、いずれの案件につきましても、耕作放棄地はなく、農作業への従事要件、地域との調和要件など、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほど宜しくお願いいたします。

議長（鈴木秀会長）

ただ今、事務局から説明がありました第 1 号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

小林委員

議案書の借受・譲受人欄の耕作面積が「0」になるのは、どうしてですか。

事務局

借受・譲受人欄の耕作面積が「0」になるのは、新規営農者で、現状、農地をお持ちでない場合です。議案書には、現状を記載させていただいています。

議長（鈴木秀会長）

他によろしいですか。別段無いようでございますので、第 1 号議案は全員賛成で承認いたします。

続きまして、第 2 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請について、事務局より説明いたします。

事務局

第 2 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請について説明致します。議案書 4 ページ、及び別紙 4 ページ目の位置図をご覧ください。

13 の 21 番は若松地区、申請地は若松西二丁目地内、登記地目・現況地目ともに畑、合計面積は 1,089 m²です。申請内容は、当該地を資材置場用地とするものです。受人は住宅のエクステリア工事などを営んでおり、既に本申請地の隣に資材置場を有しておりますが、事業拡大により、受注が増加していることから、今般、新たな資材置場として転用するものです。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。なお、こちらは 1,000 m²を超える案件の為、12 月 8 日に現地確認を実施しています。

以上、申請件数は 1 件、農地法第 4 条第 6 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほど宜しくお願いいたします。

議長（鈴木秀会長）

ただ今、事務局から説明がありました第 2 号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

議長（鈴木秀会長）

別段無いようでございますので、第 2 号議案は、全員賛成で承認いたします。

続きまして、第 3 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請の所有権について事務局より説明いたします。

事務局

第 3 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請の所有権について説明致します。議案書 5 ページ、及び先ほどご覧いただいた位置図の続き 5 ページ目をご覧ください。

1 の 115 番は国府地区、申請地は国府町地内、登記地目・田、一部畑、現況地目・雑種地、合計面積は 1,404 m²です。申請内容は、当該地を駐車場兼資材置場用地とするものです。受人は足場レンタル業を営んでおりますが、事業拡大に伴い、共同経営者の自宅近くである同地を転用するもので、昭和 33 年より、駐車場として利用している旨の始末書が提出されておりますことから、これを追認するものです。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。なお、こちらは 1,000 m²を超える案件の為、12 月 8 日に現地確認を実施しています。

1 の 128 番は国府地区、申請地は住吉町地内、登記地目・現況地目とも畑、一部田、合計面積は 3,718 m²、一体利用地があるため全体面積は 5,337 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、2,327.77 m²です。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。なお、こちらは 3,000 m²を超える太陽光発電事業のため、12 月 8 日に現地確認を実施しています。

1 の 135 番は国府地区、申請地は住吉町地内、登記地目・現況地目とも畑、合計面積は 3,708 m²、一体利用地があるため全体面積は 5,019 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、2,253.98 m²です。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。なお、こちらは 3,000 m²を超える太陽光発電

電事業のため、12月8日に現地確認を実施しています。

1の136番は国府地区、申請地は住吉町地内、登記地目・現況地目ともに畑、合計面積は5,338㎡、一体利用地があるため全体面積は10,205㎡です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、6,271.24㎡です。農地区分は、第2種農地と判断されます。なお、こちらは3,000㎡を超える太陽光発電事業のため、12月8日に現地確認を実施しています。

1の137番は国府地区、申請地は国府町地内、登記地目・現況地目とも田、合計面積は4,424㎡、一体利用地があるため全体面積は5,957㎡です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、4,461.14㎡です。農地区分は、第2種農地と判断されます。なお、こちらは3,000㎡を超える太陽光発電事業のため、12月8日に現地確認を実施しています。

5の129番は石薬師地区、申請地は石薬師町地内、登記地目・現況地目ともに畑、面積は4,469㎡です。申請内容は、当該地を駐車場用地とするものです。受人は工業用プラスチック及びゴム製品の製造販売などを営んでおりますが、事業拡大により、現在の従業員駐車場を移設する必要があるため、今般新たに転用するものです。農地区分は、第1種農地と判断されます。第1種農地は、転用を原則として許可しない農地ですが、既存敷地の拡張に該当する為、例外的に許可し得るものと考えております。なお、こちらは1,000㎡を超える案件の為、12月8日に現地確認を実施しています。

5の130番は石薬師地区、申請地は上田町地内、登記地目・畑、現況地目・雑種地、合計面積は1,817㎡です。申請内容は、当該地を駐車場兼資材置場用地とするものです。受人は解体工事業などを営んでおりますが、受注工事の増加に伴い、既存の資材置場が手狭となり、平成17年より申請の用途で利用している旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。なお、こちらは1,000㎡を超える案件の為、12月8日に現地確認を実施しています。

6の132番は白子地区、申請地は白子町地内、登記地目・現況地目ともに田、面積は876㎡です。申請内容は、当該地を駐車場兼資材置場用地とするものです。受人はとび・土木工事業を営んでおりますが、事業拡大に伴い、今般新たに転用するものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

7の114番は稲生地区、申請地は野村町地内、登記地目・現況地目ともに田、合計面積は2,339㎡です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、915.84㎡です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

7の131番は稲生地区、申請地は稲生町地内、登記地目・現況地目ともに畑、合計面積は737㎡です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、382.8㎡です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

9 の 119 番は河曲地区、申請地は木田町地内、登記地目・現況地目ともに畑、合計面積は 842 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、498.62 m²です。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

12 の 116 番は玉垣地区、申請地は土師町地内、登記地目・現況地目ともに畑、合計面積は 744 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、335.80 m²です。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

12 の 117 番は玉垣地区、申請地は土師町地内、登記地目・現況地目ともに畑、合計面積は 711 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、310.36 m²です。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

13 の 124 番は若松地区、申請地は若松西四丁目地内、登記地目・現況地目ともに田、面積は 1,459 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、435 m²です。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

13 の 125 番は若松地区、申請地は若松西三丁目地内、登記地目・現況地目ともに畑、合計面積は 761 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、339.7 m²です。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

13 の 127 番は若松地区、申請地は若松西五丁目地内、登記地目・現況地目ともに田、合計面積は 1,662 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、435 m²です。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

15 の 134 番は栄地区、申請地は郡山町地内、登記地目・現況地目ともに畑、一部田、合計面積は 1,246 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、481.02 m²です。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

17 の 98 番は合川地区、申請地は三宅町地内、登記地目・現況地目ともに田、一部畑、合計面積は 1,298 m²（貸借による転用があるため全体面積は 3,284.20 m²）です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、2,311 m²です。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

17 の 118 番は合川地区、申請地は徳居町地内、登記地目・現況地目ともに田、一部畑、合計面積は 1,402 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、487.92 m²です。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

19 の 120 番は久間田地区、申請地は下大久保町地内、登記地目・現況地目とも畑、合計面積は 498.29 m²です。申請内容は、当該地を分家住宅用地とするものです。農地区分は、第 1 種農地と判断されます。第 1 種農地は、転用を原則として許可しない農地ですが、集落に接続して設置される住宅に該当するため、例外的に許可し得るものと考えています。

23 の 103 番は庄内地区、申請地は西庄内町地内、登記地目・現況地目ともに畑、面積は 928 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、422 m²です。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

23 の 121 番は庄内地区、申請地は西庄内町地内、登記地目・現況地目ともに畑、面積は 647 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、303.7 m²です。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

23 の 122 番は庄内地区、申請地は東庄内町地内、登記地目・現況地目ともに畑、合計面積は 838 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、409.6 m²です。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

23 の 123 番は庄内地区、申請地は東庄内町地内、登記地目・現況地目ともに畑、合計面積は 872 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、419.8 m²です。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

23 の 126 番は庄内地区、申請地は東庄内町地内、登記地目・現況地目ともに畑、合計面積は 990 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、282.4 m²です。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

以上、申請件数は 25 件、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほど宜しく願います。

議長（鈴木秀会長）

ただ今、事務局から説明がありました第 3 号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

間崎委員

若松地区の案件について、地区の農業委員会会長への説明がなされていない。地区の該当する農業委員への説明はされているが、地区の会長が何も知らない状態で、地区委員会で審議することになる。8 日の現地確認時に、立ち話で初めてお聞きした。事務局

担当の地区の農業委員だけではなく、地区の会長にも説明を行うよう、業者に指導します。

間崎委員

地区の会長が知らないと困ります。地区委員会での審議が出来ませんので。

議長（鈴木秀会長）

他によろしいですか。

別段無いようでございますので、第 3 号議案は、全員賛成で承認いたします。

続きまして、第 4 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請の貸借権について、事務局より説明いたします。

事務局

第 4 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請の貸借権について説明致します。議案書 11 ページ、及び別紙の位置図の 30 ページをご覧ください。

1 の 28 番は国府地区、申請地は国府町地内、登記地目・畑、現況地目・雑種地、面積は 1,010 m²です。申請内容は、当該地を資材置場用地とするものです。受入は建築工事業を営んでおりますが、受注の増加に伴い、平成 29 年より申請の用途で利用している旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。なお、こちらは 1,000 m²を超える案件の為、12 月 8 日に現地確認を実施しています。

3 の 29 番は加佐登地区、申請地は広瀬町地内、登記地目・雑種地、現況地目・畑、面積は 398 m²です。申請内容は、当該地を分家住宅用地とするものです。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

5 の 27 番は石薬師地区、申請地は石薬師町地内、登記地目・現況地目ともに畑、面積は 350 m²です。申請内容は、当該地を分家住宅用地とするものです。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

6 の 30 番は白子地区、申請地は寺家町地内、登記地目・畑、現況地目・雑種地、面積は 852 m²です。申請内容は、当該地を農家住宅用地とするものです。平成 21 年より事務所兼駐車場として利用している旨の始末書が提出されておりますことから、これを追認するものです。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

17 の 31 番は合川地区、申請地は三宅町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は 1,644 m²です。所有権による転用があるため全体面積は 3,284.20 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、2,311 m²です。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

以上、申請件数は 5 件、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほど宜しくお願いいたします。

議長（鈴木秀会長）

ただ今、事務局から説明がありました第 4 号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

議長（鈴木秀会長）

別段無いようでございますので、第 4 号議案は全員賛成で承認いたします。

続きまして、第 5 号議案 農地法第 4 条許可申請の事業計画変更承認申請について、事務局より説明いたします。

事務局

第 5 号議案 農地法第 4 条の許可申請の規定による事業計画変更承認申請について説明致します。

21 の 2 番は、営農型太陽光パネル設置用地として、令和 4 年 8 月 17 日付け第 8-7 号で許可いたしました事業計画の一部を変更したい旨の申請です。申請内容は、パネ

ルの下部で作付けする作物を、木くらげからブルーベリーへと変更するものです。変更理由としては、昨今の猛暑が想定を上回る日数で続き、木くらげの育成、生産が芳しくない状態が続いているため、早期に変更が必要と判断し、同社がすでに実績のあるブルーベリーに変更するとのことです。雨水は自然浸透で、周辺農地への支障はなく、被害防除については前回の内容と同等であると考えています。

21 の 3 番は、営農型太陽光パネル設置用地として令和 4 年 8 月 17 日付け第 8-6 号で許可いたしました事業計画の一部を変更したい旨の申請です。申請内容は、パネルの下部で作付けする作物を、木くらげからブルーベリーへと変更するものです。変更理由としては、昨今の猛暑が想定を上回る日数で続き、木くらげの育成、生産が芳しくない状態が続いているため、早期に変更が必要と判断し、同社がすでに実績のあるブルーベリーに変更するとのことです。雨水は自然浸透で、周辺農地への支障はなく、被害防除については前回の内容と同等であると考えています。

以上 2 件、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（鈴木秀会長）

ただ今、事務局から説明がありました第 5 号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

議長（鈴木秀会長）

別段無いようでございますので、第 5 号議案は全員賛成で承認いたします。

続きまして、第 6 号議案 農用地利用集積計画について、でございます。農用地利用集積計画（案）の 14 ページ 64 番ほか 9 件は、〇〇委員に関連する案件となりますので、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により〇〇委員の退席を求めます。

〈〇〇委員 退席〉

それでは、議案について、事務局より説明いたします。

事務局

第 6 号議案 農用地利用集積計画について、A4 横別冊の農用地利用集積計画書により説明します。

計画書 14 ページ目 64 番から 66 番は河曲地区で米 35 kg、50 kg の物納です。

15 ページ目 69 番、71 番、73 番、16 ページ目 75 番から 77 番は一ノ宮地区です。69 番は、使用貸借です。71 番は、米 25 kg の物納です。73 番は、米 35 kg の物納です。75 番は、米 25 kg と 35 kg の物納です。76 番は、米 40 kg の物納です。77 番は、米 25 kg と 50 kg の物納です。

17 ページ目 84 番は箕田地区で米 25 kg と 50 kg の物納です。

以上の計画要請の内容は、従事日数など、令和 5 年 4 月 1 日改正による農業経営基盤強化促進法附則第 5 条の規定に基づく改正前の同法第 18 条第 3 項の各要件を満たし

ていると考えます。また、すべてで権利関係者が合意しており、かつ地区委員会でも審議いただき承認されております。なお、附則第 5 条には、施行後 2 年間は従前の例によることができる旨規定されていることを申し添えます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（鈴木秀会長）

ただ今、事務局から説明がありました議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

議長（鈴木秀会長）

別段無いようでございますので、この議案は全員賛成で承認いたします。

それでは、〇〇委員の着席を求めます。

〈〇〇委員 着席〉

議長（鈴木秀会長）

引き続き、農用地利用集積計画（案）の 22 ページ 97 番ほか 3 件は、〇〇委員に関連する案件となりますので、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により〇〇委員の退席を求めます。

〈〇〇委員 退席〉

それでは、議案について、事務局より説明いたします。

事務局

計画書 22 ページ目 97 番は、栄地区で使用貸借です。23 ページ目 98 番から 100 番は天名地区で使用貸借です。

以上の計画要請の内容は、従事日数など、令和 5 年 4 月 1 日改正による農業経営基盤強化促進法附則第 5 条の規定に基づく改正前の同法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。また、すべてで権利関係者が合意しており、かつ地区委員会でも審議いただき承認されております。なお、附則第 5 条には、施行後 2 年間は従前の例によることができる旨規定されていることを申し添えます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします

議長（鈴木秀会長）

ただ今、事務局から説明がありました議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

議長（鈴木秀会長）

別段無いようでございますので、この議案は全員賛成で承認いたします。

それでは、〇〇委員の着席を求めます。

〈〇〇委員 着席〉

議長（鈴木秀会長）

引き続き、残りの第 6 号議案につきまして、事務局より説明いたします。

事務局

計画書の最初のページに戻ってください。

計画書 1 ページ目 1 番から 3 番は、国府地区です。1 番は、米 20kg の物納です。2 番は、米 25kg の物納です。3 番は、米 40kg の物納です。

2 ページ目 4 番から 12 番は、庄野地区です。4 番から 10 番は、使用貸借です。11 番は、2 筆合計で米 20kg の物納です。12 番は、米 20kg の物納です。

3 ページ目 13 番から 15 番は、加佐登地区です。13 番は、所有権移転です。14 番は、使用貸借です。15 番は、米 25kg の物納です。

4 ページ目 16 番から 20 番までは、牧田地区です。16 番は、2 筆合計で米 20kg の物納です。17 番と 18 番は、米 40kg の物納です。19 番と 20 番は、米 60kg の物納です。

5 ページ目 21 番と 22 番は、石薬師地区です。21 番は、使用貸借です。22 番は、10,000 円の金納です。

6 ページ目 23 番から 9 ページ目 46 番は、白子地区です。23 番から 35 番は、使用貸借です。36 番と 37 番は、使用貸借と米 20 kg の物納です。38 番から 44 番は、米 20 kg の物納です。45 番は、米 20 kg 相当の金納です。46 番は、2 筆合計で米 80kg の物納です。

10 ページ目 47 番から 11 ページ目 54 番は、稻生地区で全て使用貸借です。

12 ページ目 55 番と 56 番は、飯野地区です。55 番は、米 25 kg の物納です。56 番は、米 8 kg、9 kg、25kg、50 kg の物納です。

13 ページ目 57 番から 63 番、14 ページ目 67 番と 68 番は、河曲地区です。57 番から 59 番は、使用貸借です。60 番と 61 番は、米 30kg の物納です。62 番は、米 10 kg、25 kg、35kg、50 kg の物納です。63 番は、使用貸借と、米 10 kg、50 kg の物納です。67 番は、米 60kg の物納です。68 番は、3 筆合計で米 315 kg の物納です。

15 ページ目 70 番、72 番、16 ページ目 74 番、78 番は一ノ宮地区です。70 番と 72 番は、米 25 kg の物納です。74 番は、米 35 kg の物納です。78 番は、米 50 kg の物納です。

17 ページ目 79 番から 83 番、85 番から 87 番、18 ページ目 88 番から 92 番は箕田地区です。79 番と 80 番は、使用貸借です。81 番は、米 50 kg 相当の金納です。82 番は、米 25 kg の物納です。83 番は、米 35 kg の物納です。85 番は、米 30 kg の物納です。86 番と 87 番は、米 38 kg の物納です。88 番は、米 50 kg の物納です。89 番は、3 筆合計で米 265 kg の物納です。90 番と 91 番は、米 50 kg の物納です。92 番は、8 筆合計で米 840 kg の物納です。

19 ページ目 93 番と 94 番は、玉垣地区で米 50 kg の物納です。

20 ページ目 95 番は、若松地区で使用貸借です。

21 ページ目 96 番は、神戸地区で使用貸借です。

24 ページ目 101 番と 102 番は、合川地区です。101 番は、使用貸借です。102 番は、使用貸借と米 30 kg の物納です。

25 ページ目 103 番は、久間田地区で 10,000 円の金納です。

26 ページ目 104 番と 105 番は、深伊沢地区です。104 番は、使用貸借です。105 番は、米 50 kg の物納です。

27 ページ目 106 番は、鈴峰地区で、10,000 円の金納です。

28 ページ目 107 番は、庄内地区で、10,000 円の金納です。

以上の内容については、従事日数など、令和 5 年 4 月 1 日改正による農業経営基盤強化促進法附則第 5 条の規定に基づく改正前の同法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。また、すべてで権利関係者が合意しており、かつ地区委員会でも審議いただき承認されております。なお、附則第 5 条には、施行後 2 年間は従前の例によることができる旨規定されていることを申し添えます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（鈴木秀会長）

ただ今、事務局から説明がありました第 6 号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

議長（鈴木秀会長）

別段無いようでございますので、第 6 号議案は、全員賛成で承認いたします。

続きまして、第 7 号議案農用地利用集積計画訂正の承認について、事務局より説明いたします。

事務局

第 7 号議案 農用地利用集積計画の訂正について、別紙の農用地利用集積計画訂正の承認により説明いたします。

地区は天名地区で、承認総会は令和 5 年 11 月です。申出の種類は、基盤強化法に基づく申出で、利用権の設定です。訂正理由としましては、本来、更新の契約を令和 6 年 1 月 14 日の日付で設定しなければいけないところ、令和 5 年 11 月 14 日の日付で設定したため、今回の議案のとおり契約年月日を訂正するものです。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（鈴木秀会長）

ただ今、事務局から説明がありました第 7 号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

議長（鈴木秀会長）

別段無いようでございますので、第 7 号議案は、全員賛成で承認いたします。

続きまして、報告事項に移らせていただきます。報告事項第 1 号から第 10 号につきまして一括して事務局より説明いたします。

事務局（議案書説明）

議長（鈴木秀会長）

ただ今、事務局から説明がありました報告事項 1 号から第 10 号の案件は、すべて

書類内容等も完備しておりますので、報告いたします。

報告事項につきまして、ご質問等ございませんか。

豊田委員

畑を売買する場合、申請は必ず出てきますか。

事務局

農地を農地のまま売買される場合は、農地法3条の許可を得る必要がありますので、申請は出てきます。法務局での名義変更に農地法3条の許可書が必要となります。

小林委員

用語が分からないので教えてください。公衆用道路用地とは、どういう道のことをいうのか。

事務局

袋地のような道で、そこに隣接する方々が共有して使えるような道で、所有者は個人の場合もあります。

小林委員

公用の土地ではないのですね。

事務局

登記地目の話ですので、現場は道路になっていると思います。一般的には、道路は国や地方公共団体の土地になるのですが、建築基準法に基づき、住宅を建築する際に、個人名義の道が付けられることがあります。

議長（鈴木秀会長）

他によろしいですか。別段無いようでございますので、報告事項を終了します。

続きまして、議事第2 目標地図（地域計画）の作成について事務局より説明いたします。

事務局

目標地図の作成について説明いたします。資料は「1-1、地区委員会会長あての依頼文書」、「1-2、目標地図（地域計画）の作成について」と「1-3、令和7年3月31日の「目標地図」のイメージ」になります。詳細な作業の説明につきましては、本日午後に開催予定の、地区委員会連絡協議会で説明させていただく予定です。資料1-1は、地区委員会への作業の依頼に係る文書でございますので、参考にご覧ください。

また、各地区委員会での作業をサポートする立場となることから、各地区市民センターの所長に、11月の所長会議で、詳細に作業内容の説明をしております。

さて、令和4年5月の農業経営基盤強化促進法の改正を受けて、地域における農業の将来のあり方などを明確化した「人・農地プラン」が「地域計画」と名称を変更し、改めて令和7年3月までに策定することを義務付けられました。地域計画は、これから10年後の、農業に関する地域の目標を定める計画になりますが、その構成は文章と地図で出来ています。

本日は、この内の地図について、作業をお願いするものとなります。作業手順などは、後程、資料を御一読いただければと思いますが、10年後に地区内の農地を誰が担って、地区の中でどのエリアで農地を集積して効率的に農業を行うことができるのか、地区の中で協議・検討した結果を、地図に落とし込んでいただくものとなります。

地図への、色塗り作業の参考として、資料 1-3 をご覧ください。こちらにつきましては、全国農業会議所が地域計画の策定にあたって作成したマニュアルから抜粋したもので、目標地図の作成にあたっての作業のイメージになるかと思います。こちらの資料にもありますように、「現状」というのは、市を介しての賃貸借（3条許可・利用集積）を反映した「担い手などの耕作地を示す地図」に相当するかと思います。

その右の「意向調査」が、農地台帳申告書に記載された意向に基づき作成した、「各農地の意向を示す地図」に相当します。2つの地図を参照しながら、地区の中で話し合いを積み重ねて、赤枠の部分までの作成をお願いするものとなります。

赤枠の中をご覧ください。国からは、全国のどの地区でも同じ考え方というのではなく、地域事情に合わせてできる範囲で目標地図を作成すれば良い、と示されています。真ん中が、一番完成度が高く、次に上段、一番下は現状のままとなっています。現状のままというのは、地区の中で話し合いをした結果、「今のところ、10年後もこのままの予定」、「検討したけど、色塗りに代わるところはなかったよ。」と提出していただいても結構ですということです。

この作業を各地区で実施していただき、来年の6月末までにご提出をお願いするものとなります。お忙しい中、お手数をおかけいたしますが、農業委員の皆さんにも、ご協力いただきますようお願いいたします。以上でございます。

議長（鈴木秀会長）

ただ今、事務局から「目標地図の作成について」の説明がありました。地区委員会に作成を依頼することとなりますが、農業委員の皆さんも、各地区で積極的に話し合いの場に参加いただきたいと思います。議事第2につきまして、何か、ご意見ご異議ございませんか。

間崎委員

農業委員会が主体になってやってくださいということになっていますけれど、田の状況は、改良区の方が把握していると思います。だから、こういうことについては、改良区の方が詳しいと思います。農業委員会よりも改良区の方が、現地で動きやすいと思います。

事務局

依頼文書を見ていただいたとおり、法律に基づいて作ってくださいというところと、目標地図については、農業委員会が作成してくださいということが、国から言われておりますので、基本的には農業委員会が窓口になって作っていくこととなります。

ただし、地区によっては改良区がしっかりしているところや、営農組合がしっかり

しているところや、いろんな条件があると思いますので、地区ごとにそういうところへお声がけしていただき、多くの方で話し合いをしていただいて、少しでも理想の地図に近づけていただきたい。現状につきましては、市の方でお配りさせていただきますので、その地図に基づき少しでも話し合いを進めていただき、毎年更新していただきたいと思います。

間崎委員

私の地区ではそのようにやっていく予定をしています。営農組合を中心にして。

議長（鈴木秀会長）

他にございませんか。別段無いようでございますので、議事第2は、全員賛成で承認いたします。

以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。